

道路附属物について

国土交通省 道路局 路政課

すっかり秋も深まり、金木犀も散ってしまった頃、配属半年の道子さんは相変わらず慌ただしい日々を送っています。また問い合わせの電話がかかってきて質問に答えているようです。電話が終わると路朗係長が声を掛けてきました。

路朗 お疲れさま。今日は何の問い合わせだったの？

道子 道路附属物についてです。最近、道路附属物に関する質問をよく受けるんですね。特に何が道路附属物にあたるのかという質問ですね。

路朗 そうなんだ。そもそも、道路附属物って道路法ではどのように定義されているんだっけ？

道子 道路附属物は、法第2条第2項で「道路の構造の保全、安全かつ円滑な道路の交通の確保その他道路の管理上必要な施設又は工作物で、次に掲げるものをいう。」と規定されていて、第1号～第7号において具体的に列挙されています。例えば、道路上のさく又は駒止（第1号）や道路標識等（第3号）、道路に接する道路の維持又は修繕に用いる機械等の常置場（第5号）などがあげられます。

路朗 そうだね。加えて、法第2条第2項第8号において、政令で定めるものも道路附属物ということになっているよね？

道子 はい。道路法施行令第34条の3第1号～第6号に道路附属物が列挙されています。例えば道路の防雪又は砂防のための施設（第1号）やベンチ等（第2号）、料金徴収施設（第6号）などがあげられます。ただし、道路管理者以外の者が法第32条の占用物件として設置したものは含みません。

路朗 そのとおり。だから、道路管理者以外である公安委員会の設置する道路標識は道路附属物ではなく、法第32条第1項の占用物件にあたるんだよね。

道子 そうなんですよ。他に道路用エレベーターは道路の効用の維持保全に最小限必要な施設ということで、道路自体だと考えられていますし、調べてみると奥が深いですよ。

路朗 確かに、奥が深くておもしろいね。ちなみに今回は何が問題になっていたんだい？

道子 先ほど質問をいただいたのは、「除雪を行う際に警備員や作業員等が待機する詰所は道路附属物にあたるか」という質問でした。

路朗 で、どう答えたんだい？

道子 これについては、法第2条第2項第5号の「道路の維持又は修繕に用いる機械、器具又は材料の常置場」にあたると考えました。法制定時からの考え方において、「道路管理上の必要性」を考慮して「常置場」には「出納職員、警備員等の勤務に必要な施設を含む」とされていたので。

路朗 なるほどね。道路附属物は限定列挙主義をとっているよね。

道子 そうなんですよ。だから、道路附属物については、法令に列挙されているもの以外は道路附属物になりえないんですよ。だからこそ、質問が多いんだと思います。

ついでに調べてみたんですが、比較的新しいものだと、平成5年^{*1}に「ベンチ又はその上屋」が追加されたり、平成17年^{*2}には道路上に自転車駐車を設置することができるように改正されています。やはり時代の要請に応じてその都度追加されていくものなんでしょうね。

路朗 限定列記主義をとっている以上はそうなるよね。ところで、列挙された道路附属物の中には自転車駐車場が含まれるけど、道路附属物は道路法上の道路に含まれるのに、駐車料金は徴収できるの？

道子 道路の使用にあたっては、道路の無料公開原則により、法律に特別の定めがある場合を除いて、原則的には無料であるべきものと解されています。しかし、道路附属物たる自転車駐車場については、平成19年^{*3}の法改正により、道路管理者である地方公共団体の条例（国道にあっては、政令）で定めるところにより、駐車料金を徴収することができることとなりました（法第24条の2）。

路朗 そのとおり。ちゃんと勉強してるじゃないか。あと、駐車場関連でいうと、道路附属物である道路上の自動車駐車場と、道路に設置されているパーキングメーターやパーキングチケット（以下「パーキングメーター等」という。）はどう違うんだい？

道子 パーキングメーター等は、道路交通法に基づいて公安委員会が設置するものであり、先ほども述べたように道路附属物にはあたりません。また、パーキングメーター等は交通規制の観点から設けられたという点でも異なりますね。

路朗 似ているようでも、設置主体や目的によって道路附属物とはちゃんと区別しておかないといけな
いね。

* 1 道路構造令等の一部を改正する政令（平成5年政令第375号）

* 2 道路法施行令の一部を改正する政令（平成17年政令第125号）

* 3 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成19年法律第19号）

道路附属物については、これからも解釈を聞かれることも多いと思うけど、まずは設置主体が誰なのかということ聞き取って、適切な答えを返せるようにならないとね。

道子 そうですね。道路附属物ひとつとってみても、道路占用や道路交通法上の施設と比較してちゃんと覚えていかなければいけないですね。道路関係法令だけでもたくさんあるのに、他の法令もとなると大変です・・・

路朗 道路附属物の対象を追加する話じゃないけど、時代の要請に応じて制度を変えようと思ったら、まず現行制度を知っていないとできないよ。そこは、地道に勉強しようね。

道子 はい。頑張ります！ありがとうございました。

こうして道子は、今日も多くの問い合わせや調べ物に取り組むのであった。

【参照条文】

○道路法（昭和二十七年法律第百八十号）（抄）

（用語の定義）

第二条 この法律において「道路」とは、一般交通の用に供する道で次条各号に掲げるものをいい、トンネル、橋、渡船施設、道路用エレベーター等道路と一体となつてその効用を全うする施設又は工作物及び道路の附属物で当該道路に附属して設けられているものを含むものとする。

2 この法律において「道路の附属物」とは、道路の構造の保全、安全かつ円滑な道路の交通の確保その他道路の管理上必要な施設又は工作物で、次に掲げるものをいう。

一 道路上のさく又は駒止

二 道路上の並木又は街灯で第十八条第一項に規定する道路管理者の設けるもの

三 道路標識、道路元標又は里程標

四 道路情報管理施設（道路上の道路情報提供装置、車両監視装置、気象観測装置、緊急連絡施設その他これらに類するものをいう。）

五 道路に接する道路の維持又は修繕に用いる機械、器具又は材料の常置場

六 自動車駐車場又は自転車駐車場で道路上に、又は道路に接して第十八条第一項に規定する道路管理者が設けるもの

七 共同溝の整備等に関する特別措置法（昭和三十八年法律第八十一号）第三条第一項の規定による共同溝整備道路又は電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第四条第二項に規定する電線共同溝整備道路に第十八条第一項に規定する道路管理者の設ける共同溝又は電線共同溝

八 前各号に掲げるものを除くほか、政令で定めるもの

3～5（略）

(自動車駐車場又は自転車駐車場の駐車料金及び割増金)

第二十四条の二 道路管理者（指定区間内の国道にあつては、国。第三項、第三十九条第一項、第四十四条の二第八項、第四十九条、第五十八条第一項、第五十九条第三項、第六十一条第一項、第六十四条第一項、第六十九条第一項及び第三項、第七十条第一項、第七十二条第一項及び第三項、第七十三条第一項から第三項まで、第八十五条第三項並びに第九十一条第三項において同じ。）は、道路管理者である地方公共団体の条例（指定区間内の国道にあつては、政令）で定めるところにより、道路の附属物である自動車駐車場又は自転車駐車場に自動車（道路運送車両法第二条第三項に規定する原動機付自転車を含む。以下この条において同じ。）又は自転車を駐車させる者から、駐車料金を徴収することができる。ただし、道路交通法第三十九条第一項に規定する緊急自動車その他政令で定める自動車又は自転車を駐車させる場合においては、この限りでない。

2・3 (略)

(道路の占用の許可)

第三十二条 道路に次の各号のいずれかに掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用しようとする場合においては、道路管理者の許可を受けなければならない。

- 一 電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、公衆電話所、広告塔その他これらに類する工作物
- 二 水管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件
- 三 鉄道、軌道その他これらに類する施設
- 四 歩廊、雪よけその他これらに類する施設
- 五 地下街、地下室、通路、浄化槽その他これらに類する施設
- 六 露店、商品置場その他これらに類する施設
- 七 前各号に掲げるものを除く外、道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のある工作物、物件又は施設で政令で定めるもの

2～5 (略)

○道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）（抄）

(道路の附属物)

第三十四条の三 法第二条第二項第八号の政令で定める道路の附属物は、次に掲げるものとする。

- 一 道路の防雪又は防砂のための施設
- 二 ベンチ又はその上屋で道路管理者又は法第十七条第四項の規定により歩道の新設等を行う指定市以外の市町村が設けるもの
- 三 車両の運転者の視線を誘導するための施設
- 四 他の車両又は歩行者を確認するための鏡
- 五 地点標
- 六 道路の交通又は利用に係る料金の徴収施設

○道路交通法（昭和三十五年六月二十五日法律第百五号）（抄）

（時間制限駐車区間）

第四十九条 公安委員会は、時間を限つて同一の車両が引き続き駐車することができる道路の区間であることが道路標識等により指定されている道路の区間（以下「時間制限駐車区間」という。）について、当該時間制限駐車区間における駐車 of 適正を確保するため、パーキング・メーター（内閣府令で定める機能を有するものに限る。以下同じ。）又はパーキング・チケット（内閣府令で定める様式の標章であつて、発給を受けた時刻その他内閣府令で定める事項を表示するものをいう。以下同じ。）を発給するための設備で内閣府令で定める機能を有するもの（以下「パーキング・チケット発給設備」という。）を設置し、及び管理するものとする。

2・3 （略）